

少年非行防止協力店制度

大阪府警察では、少年が安全に遊べて、安心して立ち寄れる優良な営業所を「少年非行防止協力店」として指定し、地域が一体となった非行防止活動を推進しています。

対象となる営業所

- ゲームセンター
- ボウリング場
- カラオケボックス
- インターネットカフェ・まんが喫茶

活動していただく内容

● 「非行防止協力店」の掲示等

営業所の出入口等、見えやすい所に

「少年非行防止協力店 大阪府警察」 → →

の看板を掲示してください。

営業中は少年が犯罪被害等に遭わないように、見守りまたは早期帰宅等の声かけをしてください。

● 不良行為等に対する注意・指導等

少年の不良行為等を発見した場合は、少年に注意・指導、または警察へ通報してください。



たとえば…

- ・ 立入制限の時間になって帰宅を促しても退出しない
- ・ 店の喫煙室等で、たばこを吸っている

注目!

- ・ 指定された営業所は、大阪府警察のホームページで広報しています。
- ・ 年に一度、研修会を開催し、少年の非行防止に関する情報を提供しています。また、その際営業所からの意見・要望もお聞きしています。



問い合わせ先／大阪府警察本部 少年課

TEL:06-6943-1234

(内線30773 少年育成総括第一係)

またはお近くの警察署まで



少年非行防止協力店
大阪府警察